

中央会の主な事業等活動予定（3月）

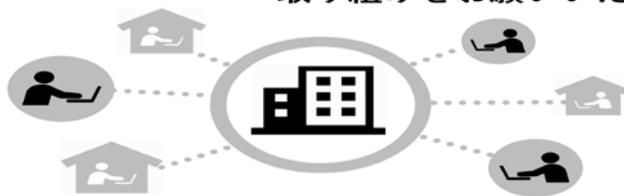
令和3年2月14日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
3/7	日	連携組織活性化研究会 対象：千葉県鍼灸マッサージ協同組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284
3/13	土	連携組織活性化研究会 対象：船橋市有価物回収協同組合	経営支援部 ☎043・306・3282
3/18	木	連携組織活性化研究会 対象：船橋総合卸商業団地協同組合	商業連携支援部
■ 組合等基盤強化事業			
3/4	木	令和2年度第2回中小企業組合士交流会	業務推進部 ☎043・306・3283
3/8	月	令和2年度組合事務局強化事業	経営支援部
■ 団体等運営支援事業			
3/7	日	千葉県商店街振興組合連合会 計画策定事業 対象：柏駅前通り商店街振興組合	商業連携支援部
■ 会議の開催			
3/17	水	令和2年度第3回正副会長会議	総務部 ☎043・306・3281

新型コロナウイルス感染症に関する 企業や事業者の皆さまへ緊急のお知らせ

接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）を柔軟に活用するほか、出勤が必要となる職場でも、時差出勤やローテーション勤務等を強かに推進してください。

出勤者数の **7 割削減** を目指して、
取り組みをお願いいたします。



大切な従業員を守るため、
テレワークの徹底をお願いします！

製造現場はテレワークに向いてない

対面業務が多くて難しい

内部業務や社内打合せを集中的にやる日を決めればできるかも！

業務の見直しが必要

支援メニューがあります！まずは相談

テレワーク相談センター 検索



まずはお試し！できることから取り組んでみよう！

★千葉県

事業の概要

補助事業名	令和元年度組合等新分野開拓支援事業			
対象組合等	千葉県生コンクリート工業組合			
	▼組合データ			
	理事長	勝呂 和彦	住所	千葉市中央区弁天1-2-8 四谷学院ビル5F
	設立	昭和63年10月		
組合員	44人	業種	生コンクリート製造業	
テーマ	事業継続計画（BCP）策定について			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携部（TEL 043-306-2427）			
専門家	事継舎 代表 佐藤 雅信			

背景と目的

企業が事業継続計画に取り組む狙いは、災害が発生した際（緊急事態）の備えであり、取り組みを通じて経営面での課題を把握し、対処法を見つけることにあります。企業の在り方を改めて整理し、全社一丸となつて問題の解決にあたることは、人材の育成にもつながります。また、災害に強い企業になるには、自身の事業内容を整理する必要があります。

まず、事業を継続するには何が必要なのかを洗い出し、そのためには関係先とどのような取り決めを作り、どのような対処を取るのかを打ち合わせる必要があります。そうした取り決めを平時から行うことは、取引先の信頼向上、仕入先や協力会社など関係先との連携強化を図ることに繋がります。高い連携性は災害の対応として高い実効性を見込めるのです。

千葉県内の生コン事業者ならびに全協同組合が一堂に参加し、千葉県生コンクリート工業組合が事務局として事業継続計画策定に取り組みました。生コンクリート業界においては、品質維持、JIS

規格の遵守、環境保全の高い意識が特色だと感じています。この特色を守り事業を継続するため、組合事務局としての役割、組合員企業の役割を明確にし、組合員企業が自身の事業を継続できるための施策と、組合としての事業（例えば共同販売）を継続するための施策を具体的に事業継続計画に盛り込むよう指導しました。

事業の活動内容

① 自社の現状を見つめる業務棚卸しに課題解決のヒント

事業継続計画策定には、災害発生から復旧までの時間の経過ごとに対応目安を決めるマイルストーン（中間目標点）を作成することをお勧めしています。

作成は一人で取り組むのではなく、従業員に検討し作成してもらうことが重要です。検討を通じて業務を棚卸しし、実態を理解し、災害時でも止められない業務を洗い出し、どのように復旧・継続するのかを皆で考え、ノウハウを出し合い共有します。

業務の棚卸しをすることで、現状では困難となるギャップも明らか

かになります。ギャップを埋めるために、ルールを決める、周知する、準備する等の具体的な方法を考え出す。これが事前策であり、日々の業務改善や品質向上につながり、従業員のスキルアップにつながります。

② 全員経営を实践

防災と事業継続計画の大きな違いとして、防災は有事の際に被害を最小限にする事を目的にしており、多くの企業で、総務部門で防災グッズの用意などといった形で進めることが多いと思います。しかし、その延長で事業継続計画を捉えてしまうと、総務部門だけで検討し作成することとなり、社員が個人で持つノウハウが反映されません。

事業継続計画の策定には、経営者が活動の実施を従業員に指示し、事務局が推進と進捗を管理し、会社の実態を熟知している人が参加することが有効です。外部のコンサルタントに計画策定を依頼（丸投げ）する方もいますが、もつてのほかです。どんなに拙い表現でもかまわないので、従業員が考え話し合つて作ると、自分の言葉が入った事業継続計画書は必ず読む

ことになり、責任をもって取り組もうという気持ちになるのです。社員一人ひとりが、自分が引っ張っていくと考え、責任をもって行動することが、事業継続計画活動の最終的な目標です。

企業活動は従業員一人ひとりのノウハウで成り立っています。その人にしかわからないこと、できないこと(属人化)が社内にたくさんありますが、認識が低いのが現状です。従業員が急遽、休職や辞職で仕事を離れた場合、業務の停止や品質の低下を招く恐れがあります。ある人しか出来ない業務を防止、職場や組織としてのノウハウにする必要があります。マニュアルを作るのではなく、皆がわかる言葉や表現で仕事を明らかにし、組織や企業の強みに変えて行く取り組みです。

③ そもそもBCPとは何?

BCPは、Business Continuity Planの頭文字で、日本語で「事業継続計画」と訳されます。大地震等の自然災害、感染症、テロ、事故、オリンピック、サプライチェーンの途絶、突発的な経営環境の変化、といった不測の事態において、事業を中断させない、もしくは中断

しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことです。

BCPについて紹介する書籍などでは一般的に「災害が発生したら、まず自分の身の安全を確保し、連絡網を通じて社員の安否確認を行い、社長や会社幹部をメンバーとする災害対策本部を設置。メンバーは会議室などを災害対策本部室として情報の収集にあたり、状況を判断する。その上で災害対策本部の指示で事業の復旧にあたり」と書かれています。

私見ですが、「災害対策本部設置」という考え方は政府や自治体の防災対策の考え方であり、企業は、幹部や上司の指示を仰ぐのではなく、従業員一人ひとりが自分の役割を認識し、社長や幹部の指示を受けなくても行動できる組織を目指した活動を日々行っています。BCPを防災対策として捉えるのではなく、「事業継続計画」を通じた経営戦略として取り組むことが必要です。

BCPは事業を継続するため、従業員が一丸となり、自社の強みを理解し、「強み〓こだわり」を守り繋ぐための活動です。

事業の成果

台風15号により過去に経験のない自然災害による被害を県内の多くの企業が経験しました。その最中での事業継続計画策定への取り組みは、講座(全5回)の回を追うごとに参加企業が増え、自社の基盤強化にとどまらず、地域の連携の必要性・重要性を参加者自身が実感しました。

今後の事業展開・展望

BCPは被害や被災といった暗いイメージが強くあり、「作る手間ばかりで、役に立つのかどうかかわからない」「BCPなんて、やるだけムダ」という意見が多く聞かれます。

昨春からの新型コロナウイルスに対しても、見える災害として対策を検討実施し、事業の継続や事業の拡大を行っている企業や組合は全国に少なくありません。私も多くの企業に対し、事業継続計画策定の指導を通して、実行できる施策と現状での課題と、その課題への対処法を考えました。

各地で起こる地震、水害、台風等の自然災害のみならず、様々な分野における危機管理が企業等に求められる今、これらの危機への「対応」に終わらず、個々の能力に依存した仕事を洗い直し、共有することで、企業全体で事業をいかに継続させていくかにフォーカスする取り組みが事業継続計画の策定です。

本事業を通じて、各企業が策定した事業継続計画は、企業の財産となり、日々の業務にも活かされ、今後も活動が文字通り継続し、その内容もブラッシュアップされてゆくことを期待します。

(事業承継・事業継続アドバイザー
佐藤雅信)



テーマ 積極的な情報発信

組合共同ホームページ開設による不動産情報の発信

あきた不動産事業協同組合

危機意識を持った組合員が一丸となりHPの開設を進め、積極的な事業利用と、HPと紙媒体の相乗効果による効果的な情報発信により利用者を増やすことができた。

背景・目的

組合設立当時の不動産業界においては、大手不動産業者はホームページによる物件情報の発信が主流になっていたが、中小企業がホームページの開設・運用を行うにはコストが掛かり、物件情報量も限られるため単独では取り組めない状況であった。そこで、秋田市内の中小規模の不動産業者有志が連携し、「ホームページ」あきたにすむネット」開設による情報発信力の強化とコスト削減を目指して、中央会の支援により組合を設立した。

取組みの手法と内容

ホームページ開設には、初期投資が約1,000万円以上かかったが、理事長が率先して資金調達

に動いたことが開設費用の借入につながり、ホームページ開設にまごぎつめた。また、組合員の協力により、開設後数年かけて借入を返済している。

当時の大手不動産業者のサイトは、地方物件の検索方法が駅名からのみで、地方の実情に合っており、不便であった。そこで当組合のサイトは、学区や地区による検索ができるような設計とし、地元密着型として、利用者が不動産情報を探しやすい工夫を施す等の取り組みにより、年々利用者を増加させていった。

さらに、開設後も中央会補助事業を活用し、不動産情報入力作業の簡素化やスマートフォン版への対応等によるホームページの改善を行ったほか、新規事業として引越業者との連携による引越・引越業者との連携による引越・引越の提供を開始している。また、組合として宅地建物取引業の許可を取得し、共同受注事業として組合員の業務を補完する目的で不動

産取引を行っている。組合事務局の積極的な活動の成果により共同受注事業収入が増加し事業収益が安定したことで、組合員からの情報流通事業のサーバー管理手数料の徴収を無くし、組合員の負担軽減にもつながった。

成果とその要因

ホームページのほか、地元新聞や情報誌への共同広告の掲載が相乗効果をもたらし、効果的な情報発信が行われている。組合員が将来への危機感を強く認識し、理事長のリーダーシップのもと一丸となって、中小不動産業の新しいビジネスモデルの構築と消費者への安心と信頼を提供し、支持される業界づくりを目指して取り組んできたことがポイントである。今後も、その危機意識を持ち、実家の処分ニーズがあると考えられる首都圏の秋田出身者への情報発信方法を検討するほか、共同受注事業の強化や新規事業の検討など、組合事業を通じて中小不動産業界の発展に尽力していく。



あきた不動産事業協同組合

住所：〒010-0951
秋田県秋田市山王六丁目
3番3号
設立：平成24年1月
出資金：750千円
URL：https://www.akita-sumunet.com/
業種：不動産業
組合員：25人

HPトップ

組合 Q & A

理事の辞任届の効力について

〔Q〕理事が辞任届を提出し、そのため定款に定められた理事の定数を欠くことになったのですが、その場合、辞任以降に開催された理事会の決定事項について当該理事は責任を負うのでしょうか？

〔A〕新たに選任された理事が就任するまでは、残任義務があるため責任を負います。

組合と理事との関係は委任関係にあり、その委任関係の終了は相手方の承認を必要とせず一方的に終了させることができますので、理事は辞任届をもって理事を辞任したことになります。

しかし、辞任により定款で定められた理事の定数を欠く場合は、辞任した理事は、新たに選任された理事が就任するまでは、理事として残任義務がある（中協法第36条の2）ことから、辞任届を提出した後に関催された理事会の決定事項について、欠席の場合でも理事としての責任を負うこととなります。

◎「中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）」より転載

労務問題 Q & A

労働時間（変形労働時間制、協定の特別条項など） 36

〈変形労働時間制の導入や変更〉

〔Q〕新型コロナウイルス感染症の対策のため、イベントの中止や学校の休業、事業活動の閉鎖や縮小などの影響を受けて、労働時間が減少してしまうことや、休む従業員が増えたときに残りの従業員が多く働かないとならない事態が考えられます。その人達について、労働基準法の労働時間の上限を超えないようにするため、変形労働時間制を導入したり、変更したりするにはどうしたらよいでしょうか。

〔A〕労働基準法第32条の4においては、労使協定において、1年以内の変形期間を平均して1週間あたりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、1週に1回の休日確保される等の条件を満たした上で、労働日及び労働時間を具体的に特定した場合、特定の週及び日に1日8時間・1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができる」とされています。

今般の新型コロナウイルス感染

症に関連して、人手不足のために労働時間が長くなる場合や、事業活動を縮小したために労働時間が短くなる場合については、1年単位の変形労働時間制を導入することが考えられます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策により、1年単位の変形労働時間制を既に採用している事業場において、当初の予定どおりに1年単位の変形労働時間制を実施することが困難となる場合も想定されます。

1年単位の変形労働時間制は、対象期間中の業務の繁閑に計画的に対応するために対象期間を単位として適用されるものであるもので、労使の合意によって対象期間の途中でその適用を中止することはできないと解されています。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症への対策による影響にかんがみれば、当初の予定どおりに1年単位の変形労働時間制を実施することが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、特例的に労使でよく話し合った上で、1年単位の変形労働時間制の労使協定について、労使で合意解約をしたり、あるいは協定中の破棄条項に従って解約し、改め

て協定し直すことも可能と考えられます。

ただし、この場合であっても、解約までの期間を平均し、1週40時間を超えて労働させた時間について割増賃金を支払うなど協定の解約が労働者にとって不利になることのないよう留意が必要です。

1年単位の変形労働時間制の詳細については、「こちらをご覧ください。」
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roundou/gyosei/kantoku/dl/040324-6a.pdf>

◎厚生労働省HP（新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方角け））より転載





本会では、中小企業庁から標記事業の委託を受けた全国中小企業団体中央会の地域事務局として、本事業の事務を行っています。

このコーナーでは、当該補助事業に取り組んだ事業者（過去に千葉県地域事務局において採択された県内の中小企業・小規模事業者）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や成果状況等についてご紹介します。

事業類型	小規模型 設備投資のみ	ものづくり技術 との関連性	・付加価値の向上（新規顧客層への展開、独自性・独創性の発揮、ブランド力の強化、顧客満足度の向上、価値や品質の見える化、IT利活用（Ⅰ）） ・効率の向上（サービス提供プロセスの改善、IT利活用（Ⅱ））
対象類型	革新的サービス		

シフトアップ株式会社（八街市）

事業テーマ

展示ブースの3Dシミュレーターによる新規出展者向けサービスの展開

本事業への取組みの経緯・目的

当社は、長年アミューズメントパークやTVスタジオで用いられる特注の金物製作、看板やスチール仕器の製造、オブジェや各種インテリア金物の製作等、ディスプレイ関連の金属加工を業務として行ってきました。

さらにまた、複雑な金物製作やデザイン重視の作業経験を生かした総合的なディスプレイ業を行っており、今日は主体業務となっております。

例えば新製品の発表・販売促進・会社情報発信を目的とした展示会ブースの装飾工事、商業施設的设计、ショールーム・プレゼンテーションエリアの企画・施工などをを行い、クライアントのご要望に合わせてディスプレイ制作を行っております。また軽くて丈夫、持ち運びに便利、組み立てが簡単、そう言ったクライアントのご依頼を形にした独自のオリジナル



展示仕様の製造も行っております。

当社が手がけるディスプレイ製品は独創性やデザイン性、ひととき目立つハンドメイドにこだわったクライアントの声を形にしたものが製品の特徴です。

初めて展示会への出展またはノウハウや経験が少ないクライアントの場合、完成イメージを共有しにくく、打ち合わせを進めるのも困難な場合が多々あります。

そこで今回の補助事業では打ち合わせを行いながら同時進行で導線も含め展示会当日の会場を具体的にイメージ出来る、展示会ブースのリアルタイム3Dシミュレーションプログラムの開発を行いました。合わせて大きなデータ量のシステムプログラムを瞬時に稼働するカスタマイズされた3Dシミュレーション専用PCの導入も行い、展示会ブースを進めるにあたって多くのロスをカットすることにいたしました。

実施内容

展示ブースのリアルタイム3Dシミュレーションプログラムのユーザーインターフェイスはクライアントと打ち合わせを行いながら操作できるように出来るだけわかりやすく容易な画面に設定され、3Dの形

状態を瞬時に変更できるようゲームエンジンを搭載してプログラムが開発されました。3画面ビューの配置やビューの切り替え、マウスによるカメラアングルの移動、画面のリサイズ等はこの展示ブースシミュレーターだけの独自のプログラムで開発されています。

展示ブースの基本ベースになる大きさや壁面形状のパターンはあらかじめ保存されているプログラムデータから呼び出して、展示台、受付カウンター、応接セット等を適切に配置していきます。

素材オブジェクトの入れ替え及びオブジェクトのカラーの切り替えもワンタッチ操作で行えますのでブーシイイメージが瞬時に変わります。

展示会ブースの3Dシミュレーターを使



用することにより、実際にブースの中を見て歩いた感じになり展示会当日の会場をより具体的にイメージすることが可能になりました。クライアントと初期の打ち合わせ段階で展示ブースのイメージをお互いに確認することが可能になり、認識の食い違いを回避することにより一層の具体的な打ち合わせに移行することが可能になりました。

初期段階でのロスをなくすことでより高いデザイン性や機能性、インパクトのあるブース作りが可能になり費用対効果もアップすると期待しています。現在この展示会シミュレータを最大の営業ツールとして営業展開を始めております。

事業実施の成果

営業力アップを図っていききたいとの考えから導入した展示会ブースシミュレーターですが、おかげさまで営業において大いに活躍しております。初期の段階でイメージを持っていただくことで打ち合わせで間違いが少なくなったのと商談成立の割合が高くなりました。

展示会ブースの装飾業務を行う会社は多数あります。内装業者や木工業者、広告業者や代理店など含め大小様々です。例えば小規模の業者ですと完成度やデザイン性が乏しかったり、大手の広告代理店や装飾代理店ですと、どうしても多くの物件をこなす必要があるため、下請け会社に業務を委託するなどしてどれも同じような展示ブースになりがちです。せっかく出展してもブースが目立たな

かったり、イメージのポイントがずれていたり、独自性が失われがちになるということをよく耳にします。

今回独自に開発したシミュレーションシステムの活用で展示会ブース製作において最も重要であるレイアウトとゾーニング作りのスピードアップ及び精度が向上し、シミュレーション上におけるデザイン制作も可能になりました。シミュレーターと合わせて一貫して自社で企画、設計、デザインし、また自社工場での製作、現場施工、監理を行いますので出展されたクライアントにとって満足度の高い最大効果を引き出すブース作りを行っております。おかげさまでクライアントのリピート率は上昇しました。

今後の展望

シミュレーターを使った営業を進めていくなかでの新たな展開ですが、最近ではVRコンテンツ制作や映像制作依頼の話も入ってきました。当社の業務は総合的ディスプレイ業ですので、イルミネーションやライトアップ、プロジェクトションマップやライトアップ、大型モニターやプロジェクター、マルチビジョンの設置等も行っております。

今回をきっかけとして、AV設備を導入されるクライアントから今のトレンドに合ったコンテンツや動画制作の依頼をいただくようになりました。当社は建売住宅ではなく、「こだわりを持った注文建築」とでもいうクライアント独自のデザインニング展示ブース作りを売

りにしてきました。しかしまだ目にしないもの、お金をかけて作る完成品が全く見えない状況では人は不安になります。ましてや企業が大きな費用をかけて出展する展示会ブースでしたらなおさらです。

未来を体感できるVR技術を使い開発した展示会ブースシミュレーターは、大道具・小道具、催事場装飾の延長で伸びてきた展示会・ディスプレイ業界に新しい風を送るものと実感しています。そして利用範囲はこれからさらに大きくなり、営業成果に結びつけていく計画を立てています。

今後は展示会ブースシミュレーターの導入で他社との差別化、セールスポイントの明確化を図り、営業スタッフの増員、売上アップを目指していきたいと考えています。当社はこれからも獨創性、デザイン性、独自性をPRし、海外取引も含めた幅広い営業窓口を展開して行きます。

そして今後は一層精度を上げて、AIを含めたシミュレーターのバージョンアップを図っていくことを考えています。

社長から一言

社長 山田 稔

町工場に囲まれ、ものづくりの音の中で私は育ちました。華々しい大阪万博や自動車ショーは遠い日の憧れでした。積極的に新しい技術を取り入れたもの作り、サービス業務に取り組んでいきたいと考えています。

今回の補助事業を通して数多くの技術を体験することができました。また、多くの人々とめぐり合うことができ、この場をお借りして心より御礼申し上げます。またこれから展示会へ出展をお考えの企業様、デザインやディスプレイにご関心のある方はお気軽にご連絡いただきました。ありがとうございます。

企業データ	
主な事業・業種	ディスプレイ業・展示什器の製造販売
得意分野	展示什器の製造
所在地	[本社] 〒104-0061 東京都中央区銀座 4-14-15 [事業実施場所] 〒289-1144 千葉県八街市八街ろ 88-125
TEL	[本社] 03-6264-1958 [事業実施場所] 043-444-7666
FAX	[本社] 03-6264-1948 [事業実施場所] 043-444-7676
URL	https://www.shiftup.co.jp
E-mail	shift@shiftup.co.jp
設立	昭和63年5月11日
代表者	代表取締役 山田 稔
従業員数	5名
資本金	1,000万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和3年1月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は6から5に減少。「減少した」業種は8のまま変化なし。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は15から2に減少。「減少した」業種は4から20に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は5から2に減少。「悪化した」業種は11から23に増加。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は4から3に減少。「減少した」業種は11のまま変化なし。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は2のまま変化なし。「減少した」業種は22のまま変化なし。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は2から1に減少。「悪化した」業種は25から27に増加。

製造業

漬物製造

【県内全域】

コロナウイルスの影響により、漬物の売上が減少した。

パン・菓子製造

【県内全域】

1月は、前年同月期に比べると売上が減少している組合員が多数あった。

酒類製造

【県内全域】

コロナウイルスの影響により、業界としての売上は、前年同月と比べ減少している。また、飲食店の時短営業が続いているため、売上の見通しが立たない。

牛乳小売

【県内全域】

1月15日に顧客対象の抽選会を実施した。応募数は減少していたが、当初予定である2,600人に賞品を届けた。

木材・木製品製造

【県内全域】

外材の品不足により、材木の単価は上昇して、売上が回復してきた。

製材

【木更津】

アメリカ、カナダ及びロシアから材木の入港がなかったため、在庫数量は減少した。

印刷

【県内全域】

1月の売上はコロナの影響が引きずり、前年同月と比べ良好とは

言えない。

電気めっき

【県内全域】

業界の景況は、取扱品目により売上の差が出てくる。

鉄工

【千葉】

景況感に大きな変化はなく、回復の兆しは見受けられない。非常事態宣言により商談、打合せが再び制限され、受注環境は引き続き厳しい。

機械部品製造

【野田】

年初から再びの緊急事態宣言の発出によって、業界によっては昨年暮れにかなり戻った景気も停滞気味。半導体関連企業は関係なく絶好調。

機械部品製造

【流山】

コロナウイルス感染症の影響により、一部の業種で売上減少が続いている。技能実習生を募集しても、いろいろな理由により実習生の応募が減り、候補者が集まらないので、計画通りに実習生を入手することができない。

機械部品製造

【柏】

自動車(半導体の不足により、一部3月迄減益)、半導体、家電等の業種間でバラツキはあるが、非常に忙しい状況である。

■金属製品製造

【船橋】

コロナウイルスに関連して様々な影響を受け、不安定な状況下にある。同業者であっても明暗が分かれ不透明な状況が続く。

■探石

【県内全域】

石材の出荷量は月によりバラツキがあるため、今月は前月を上回ったものの、前年同月比で減少となった。1月までの全体出荷量は対前年比96%の状況である。3月末までは大きな石材需要はなく、今後予定される東京都港湾局発注の新海面処分場や横浜市の新本牧埠頭に期待する。

■土砂採取

【県内全域】

骨材の出荷は組合員企業間で差があるが、計画より伸びている模様である。業界全体が恩恵を被ったわけではないが、数年前から東京五輪開催に合わせ、都心に多数のホテルやオフィスビル、タワーマンションが建設されたが、その需要のピークは過ぎた感がある。

■非製造業

【千葉市】

組合員総じて既往先の売上減少を新規開拓等で入れ替えを行っていないが、昨年並みの売上を確保している状況。また、金融機関からの

コロナ対応借入により、手元資金の手当てを行っている組合員が多く、当面の資金繰りについては問題ない状況となっている。

■青果卸売

【千葉市】

前半は青果物の単価安が続き、厳しい状況が続いた。後半になり、単価の上昇が見られ、取扱高は前年並となった。しかし、コロナウイルスの影響もあり、厳しい状況が続きそうである。

■自動車解体

【県内全域】

年明け以降から月半ばまで、スクラップ価格は高値が続いたが、下旬にかけて急落した。月初めの高値から40%下落し、先行き不透明感が大きくなっている。

■電気機器小売

【県内全域】

最近お客様から扉の修理、水道、ガスの修理など頼まれる事が増えている。家電屋に業態の変革を求めてきている。

■青果小売

【千葉市】

前月と同様、業務用販売は伸びず、小売も今ひとつであり、3か月連続前年同月比の売上が減少した。

■中古車販売・仕入

【県内全域】

中古自動車の流通台数の減少が進んでいる。

■小売

【東金】

コロナの影響が続いている。飲食、衣料、サービス関係はかなり悪化している。このままだと継続営業不可になる恐れあり。資金面の支援が必要と思われる。客数が減ってきている。そのため、組合員の資金繰りが厳しくなっている。

■小売

【野田】

コロナ禍の影響で、飲食店は厳しい状況が続いている。県内も再度の感染拡大により、先行きが厳しくなった感がある。

■小売・サービス

【柏】

正月明けは辛うじて売上があったが、外出自粛要請が出てからは来街者もめっきり減りゴーストタウンの様だ。また飲食店の休業店も増え中旬以降は全く商売になっていない。外出自粛要請が3月まで延長され益々不安が広まっている。

■建設揚重

【県内全域】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令の影響で、低迷が続いている。

■一般廃棄物処理

【千葉】

売上は、前月比及び前年同月比で不変であった。新型コロナウイルス

ルス感染症対策を含め、以前と同じ仕事をするにも人手不足との声が出ている。

■学習塾

【県内全域】

コロナの勢いが増して、入塾希望者の出足が鈍い。逆に、私立の中高に進学する者は退塾する者が多い。

■建設

【県内全域】

組合員による1月の県内建設関連の公共工事の落札結果は、127件、5,096百万円と前月比△1,585百万円の減少となり、前年同月比でも△1,148百万円の減少となった。1月の落札額は、県内建設関連公共工事の全落札額15,344百万円の33.2%に当たっている。1月までの落札累計額は、2,551件、95,780百万円となり前年同期比では△3,387百万円の減少となっている。

■貨物運送

【野田】

コロナ感染拡大が高止まりしている中、困窮している業種がある反面、宅配業務など忙しくなっている業種もある。



商業四団体合同新春講演会開催

商業四団体（千葉県商店街連合会・伊勢田政員会長、千葉県商店街振興組合連合会・風澤俊一理事長、千葉県共同店舗協議会・中村秀朗会長、千葉県商業協同組合協議会・土屋利夫会長）は2月1日、WEB会議ツール「Zoom」を活用した合同新春講演会を開催した。

内容は、2部構成による講演が行われ、各テーマ及び講演者は次のとおりであった。

①人を呼び込む地域の魅力の再発見や地域課題の解決に繋がる観光の構築方法
（株式会社JTB総合研究所 交流戦略部長・主任研究員 山下真輝氏）

②コロナ禍での生き抜き方と着地型観光の未来
（アソビュー株式会社 執行役員 内田有映氏）

千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第14回通常総会開催

千葉県中小企業団体事務局責任者協会（渡辺勉会長▽千葉鉄工業

団地協同組合専務理事）は2月16日、千葉中央駅前ビル5階会議室において第14回通常総会を開催した。

今回の通常総会は、新型コロナウイルスの感染リスクがあること等を勘案し、規模を大幅に縮小し、正副会長及び監事に出席者を絞って開催した。

議事は、①令和2年度事業報告及び決算報告承認の件、②令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件、令和3年度会費の額及び徴収方法決定の件について、それぞれ上程され、審議の結果、いずれも原案どおり承認・可決された。



令和2年度情報連絡員会議開催

本会は2月25日、WEB会議ツール「Zoom」を活用し、令和2年度情報連絡員会議を開催した。

最初に、三井住友海上火災保険株式会社 営業推進部法人開発室 課長 富永剛生氏より、「ポストコロナの労務対策セミナー」コロナ禍での働き方改革実務対応」と題する講演が行われた。

次に、本会から「情報連絡員集

計結果報告」についての発表を行い、出席した情報連絡員から報告内容に関する詳細、補足の説明のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている業界の動向等について最新の情報等が寄せられた。



協会けんぽ千葉支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和3年3月分（4月納付分）から健康保険料率・介護保険料率に変更されます

健康保険料率（千葉支部）	
現行	令和3年3月分（4月納付分）から
9.75%	9.79%（引上げ）

介護保険料率（全国一律）※	
現行	令和3年3月分（4月納付分）から
1.79%	1.80%（引上げ）

※40歳～64歳の方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

加入者の皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になります。

- ①健康診断・保健指導を受けていただくこと
- ②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと（健康な職場づくり宣言）
- ③ジェネリック医薬品を積極的にご利用いただくこと・・・など

全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ
TEL.043-308-0521（代表） 〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウイズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

中小企業

通常枠 補助額 **100万円～6,000万円** 補助率 **2/3**

卒業枠* 補助額 **6,000万円超～1億円** 補助率 **2/3**

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 **100万円～8,000万円**
補助率 **1/2 (4,000万円超は1/3)**

グローバルV字回復枠** 補助額 **8,000万円超～1億円** 補助率 **1/2**

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、**15%以上減少**している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、**令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少**していること。

補助額	従業員数5人以下	: 100万円～500万円	補助率	中小企業	3/4
	従業員数6～20人	: 100万円～1,000万円		中堅企業	2/3
	従業員数21人以上	: 100万円～1,500万円			

令和2年度3次補正予算【3月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。



中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

→ 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

→ オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

→ 店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

→ 新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

→ 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

→ 新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

→ 室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

→ 一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

→ 半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

→ 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

→ ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

→ 百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

→ 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

→ 自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

→ 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。GビズIDプライムの発行に2～3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。→ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

担当課 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
03-3501-1816



詳細はこちら
（経済産業省HP）



災害発生時の心得

～むやみに移動を開始せず、落ち着いた行動を～

大規模な地震等による災害が発生すると、公共交通機関が運行を停止し、自宅へ帰ることが困難になることが予想されます。

しかし、災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や沿道の建物からの落下物などにより負傷する危険があるばかりでなく、災害時に優先されるべき救助・救急活動の妨げとなります。

【災害発生時には「むやみに移動を開始しない」】

- まず自分の身の安全を確保しましょう。
- 職場や集客施設等の安全な場所にとどまりましょう。
- 災害用伝言サービス*により家族の安否や自宅の無事を確かめましょう。
- 交通情報や被害情報などを入手しましょう。

* 発災直後の安否確認の手段として、災害用伝言サービスが活用できます。

災害用伝言サービスは、毎月1日や15日などが体験日となっていますので、あらかじめ使用方法を体験しておきましょう。

- 災害用伝言ダイヤル（171）
固定電話の番号あてに音声による安否情報を録音・確認できます。171をダイヤルし、ガイダンスに従ってメッセージの登録・確認をしてください。
一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS、スマートフォンから利用ができます。
- 災害用伝言板は、文字情報による伝言の登録と確認ができます。各携帯会社のトップページから「災害用伝言版」を選択してメッセージを登録・確認してください。
インターネットに接続できる携帯電話、PHS、スマートフォンから利用できます。

【日ごろから準備しておきたいこと】

- 携帯ラジオや地図を持ち歩きましょう。
- 職場などにスニーカーや懐中電灯、手袋、飲料水や食料などを用意しておきましょう。
- 事前に家族などと発災時の安否確認の方法や集合場所を話し合っておきましょう。
- 徒歩やバスにより帰宅経路の状況を確認しておきましょう。

【徒歩帰宅者支援の取り組み】

千葉県を含む九都県市では、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と徒歩帰宅支援に関する協定を締結しています。

これらの店舗では、災害発生時に水道水やトイレの提供のほか、道路交通情報などを可能な範囲で提供して頂けます。

こうした店舗には、「災害時帰宅支援ステーションステッカー」が掲示されていますので、日頃から帰宅経路の店舗の場所を確認しておくことで安心です。

* 九都県市：千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市

千葉労働局からのお願い

先般、千葉労働局の友藤智朗局長から本会会長宛に、新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請の依頼がありましたので、内容についてご案内いたします。会員組合及び組合員におかれましては、下記の事項に関しまして、特段のご留意及びご協力をお願いいたします。



令和3年1月21日

千葉県中小企業団体中央会
会長 平 栄三 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の雇用情勢については、求人が底堅く推移する中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加しており、厳しさがみられる状況にあります。

また、令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を一層注視する必要がある状況であり、今後、労働者派遣契約の更新が多くなる年度末の時期となっていくため、契約の不更新等が多く発生することが危惧されます。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかる派遣労働者の雇用維持等に関する要請について、厚生労働大臣から経済団体の長に対し、令和3年1月14日付けで、別紙のとおり要請を行ったところです。

つきましては、既に「オール千葉で新型コロナウイルスに打ち克つ公労使共同宣言」に基づき、貴団体をはじめ、オール千葉で雇用の維持等に取り組んでいるところでありますが、上記要請にもありますとおり、派遣労働者の雇用の維持を図るためには派遣先における対応が必要不可欠でありますことから、貴団体におかれては、下記の事項についての御対応を改めて強く会員企業に働きかけていただくようお願い申し上げます。

記

- 一 派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することを御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、来年度に向けた労働者派遣契約締結の交渉に当たっては、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 二 やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）の趣旨を踏まえつつ、関連会社における就業も含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- 三 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

千葉労働局
友藤 智朗

